## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省31-4-4)

施策名	4-4 貿易管理	担当	部局名	力局貿易管理	理部貿易管理	課		政策評価実施予定時期	令和2年8月					
施策の概要	○大量破壊兵器等の不抗 実施する。 ○国内の各業界や海外記 規制の在り方等を考慮し	者国からの規制に対する=	ニーズを迅速・的確に把	政策体系上の 位置付け	4 対外経済									
達成すべき目標	外の状況に応じて制度の	〇適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。 おえ方・根								・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) ・外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成29年4月7日閣議 決定) ・世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)				
	29年度	30年度	令和元年度		性体生性的第一体则(不是00亿4月4月 园中内人/III)									
施策の予算額(執行額) (百万円)	685 (622)	921 (801)	1,317		係する内閣の †演説等のうち	里安以東 ・外国為替及		備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) 替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成29年4月7日閣議決員 先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)						

## 【測定指標】

測定指標	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠														
	貿易管理の 明化に資する 易管理体制の	る外為法・貿	令和:	元年度	より厳格な管	テロの脅威の増大、他国の軍事力の強大化、技術調達及び迂回輸出手法の高度化等、安全保障を取り巻く環境は深刻化しており、相俟って、武器転用可能技術等の より厳格な管理が求められている。また、国際条約等に基づく動植物の保全や、国連安保理決議や国際輸出管理会合等に基づく輸出入禁止措置等の対外経済制裁を 着実に実施する必要がある。									
外為法及ひ関稅定率法に基づく   2 密目室本出に	外為法及び に基づく貿易 着実な執行		令和:		周条に来施する必要がある。 我が国においては、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、輸出入規制、対内直接投資規制等を実施しているところ、上記背景を踏まえつつ署 を着実に実施をするとともに、アジア各国においても適切な輸出管理の実行を促すよう、昨年と同様に、測定指標として定めるもの(測定指標1及び2)。										
3 原産地証明制度寺の企画・構	輸出貿易のに寄与する原制度の着実施	原産地証明	令和:	令和元年度 経済連携協定(EPA)においては、特恵税率の恩恵を享受するための条件として原産地証明書の作成 実施する必要があり、測定指標として定めるもの。								证明書の作成が規定されているため、国内制度の整備及び普及啓発を着実に			
							年	度ごとの目標	票値						
測定指標	基準値		目標値				年	度ごとの実績	責値			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
4 毎フニノム、フル・レフ 深明 如 △	合 -		70%	35年度 (Naccs完全	-	60%	62%	64%	66%	68%	69%	通関時の手続を電子化し、税関における水際の監視を合理化することは、貿易管理政策の実効性を担保するものとして重要であり、合理化の進捗を測定			
1 電子ライセンスによる通関割合		-	70%	統合から3 年後)	58%	58%	測定中					する指標として、電子ライセンスによる通関割合を選定。NACCSとの完全統合の3年後の35年度を目標に70%を目指す。			

## 【参考指標】

測定指標	基準値		見込み				年	度ごとの実	績値		参考指標の選定理由及び設定の根拠	
		基準年度		年度	27年度	28年度	29年度	29年度 30年度 令和元年度 令和2年		令和2年度	令和3年度	
1 海外における輸出管理セミナー 等開催件数	_	-	ı	-	3	4	4	測定中	-	-	-	当該セミナーは、アジア諸国全般における輸出管理に対する意識の向上や政府職員の能力向上を目的としたものであり、その開催実績件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。
安全保障貿易管理説明会受講 2 者数	-	-	ı	-	9,007	9,285	9,790	測定中	_	П		当該説明会は、安全保障貿易管理制度の普及啓発を目的として実施している ものであり、それに参加した人数は、定量的に示せる値であるため、参考指標 として選定。
3 輸出管理內部規程(CP)届出企 業数	_	-	-	-	1443 <b>[2</b> 7年)	1440[28年)	1426(29年)	測定中	-	_		輸出管理内部規程は、企業が安全保障貿易関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐことを目的として自主的に策定するものであり、その届出件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。
4 Naccs貿易管理サブシステム説 明会受講者数	_	-	ı	-	-	ı	1,273	測定中	-	ı	-	制度のスリム化を前提とした電子化の推進については積極的に民間側に普及 啓発していくべき課題であり、説明会の開催は当省の取り組みとして定量的に 示せる数値であるため参考指標として選定。
5 Naccs貿易管理サブシステム個 別企業訪問件数	_	_	ı	_	38件	54件	65件	測定中	_	_	-	制度のスリム化を前提とした電子化の推進については積極的に民間側に普及 啓発していくべき課題であり、説明会の開催は当省の取り組みとして定量的に 示せる数値であるため参考指標として選定。
6 電子申請利用率	_	-	-	-	33%	35%	37%	測定中	_	П	-	電子申請利用率は外為法に基づく申請手続の電子化の進捗を定量的に示せる数値であるため参考指標として選定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算	草額計(執行 (百万円)	·額)	開始	関連する	標				
	29年度	30年度	令和元年度	年度	指標	2010000	, , , , ,			
1 重要技術管理体制強化事業	-	-	1,046	令和元年度	1, 2	へのアウトリーチ活動や、海外の諸制度等に関する調査を行う。また、技術の進歩に対応した貿易管理を実施するため、国内		新31-0012		
2 貿易管理対策事業	l	0 (0)	265	平成30年度	1 2	情報技術を活用し国内外の技術動向等について情報収集体制を強化することで、機微技術等の移転の審査および機微技術 管理等に係る制度の普及啓発活動の効果の向上に寄与する。また、リバース・エンジニアリング対策技術に係る調査・試験 研究の成果を輸出審査の許可判断基準に活用することにより、厳格な輸出管理下における適切な機微技術の移転に寄与す る。	-	平成30年度2 次補正事業		